

小説、音楽、映画、ゲームなど、私たちの身のまわりは知的な創作物であふれている。著作権法は、文化の発展に寄与することを目的として、これらの知的な創作物、すなわち著作物を保護するための法律である。保護のために、著作権法は著作物を作った者に対して、複製権、演奏権、上映権などの独占的な権利を付与する。ここでいう独占的な権利とは、自分の作品

## 著作権制限規定のあり方

著作権とは、複製権や演奏権、上映権など約20の独占的な権利からなる総体である。著作権を有する者は、こうした権利を有することによって、著作物の利用から利益を得ることができるようである。売れっ子漫画家、ヒットメーカーの作詞家が印税で儲かっているというとき、彼らが著作権という独占的な権利を通じて著作物の利用の対価を得ていることを意味する。すばらしい著作物を創作した者に対しては、その著作物から得られる利益を独占させ、より良い創作へのインセンティブを与えようというのが著作権制度の根幹なのである。

権利制限規定が置かれている理由にはさまざまなものがあるが、著作物は広く利用されてこそ著作権法の目的である文化の発展に資する、著作権を有する者に与える経済的な影響が軽微なものであれば許可のない利用を認めてもかまわないといったことが挙げられる。著作権法は、こうした権利制限規定を置くことによって、著作権を有する者の利益の保護と、著作物を利用する者の便益のバランスをはかり、著作権法の全体の目的である「文化の発展」を実現しようとしているのである。

を自分で使うことができるばかりでなく、他人がその作品を利用をする際に許諾を与えることができるというものである。われわれがよく耳にする

# 利用と保護の バランスを

名古屋経済大学法学部准教授  
瀧 麻依子



ふち・まいこ 知的財産法。  
東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。1975年生まれ。

ところが、こうした著作権者の持つ権利に対して、一定の場合に制約を加える規定が著作権法の中に置かれている。「権利制限規定」と呼ばれるものである。高校の文化祭で合唱をする、町の中華料理屋のテレビで野球中継が流されている。私たちの日常によくある風景である。本来、著作権侵害となるこのような場面で、私たちが著作権を有する者から利用の許諾を得たり、お金を払ったりすることなく著作物を利用することができるのは、権利制限規定があるおかげなのである。

しかし、フェア・ユースは著作権を有する者の立場を弱くすると考える向きもあり、賛成・反対の両方の立場から侃侃諤諤（かんかんがくがく）の議論がなされている。より文化的に豊かな社会のために著作物の利用と保護のバランスはいかにあるべきか。みなさまにもぜひご一考いただきたい。

